

【事例 - 45】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(5)

<p>内 容</p>	<p>容器を固定せずに車両で移動</p>
<p>状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸ガスの充てん容器を車両に積載して移動するとき、移動距離が短い予定だったので、荷台に容器を固定しないで移動した。</li> </ul>
<p>想 定 さ れ る 事 故</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん容器の転倒、転落</li> <li>・バルブの緩み又は損傷による高圧ガスの漏えい</li> </ul>
<p>概略図</p>	
<p>対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん容器を車両に積載して移動するときは、車両に容器をロープで縛りバルブにキャップをするなど、転落、転倒等による衝撃やバルブの損傷を防止する措置を講じる。</li> </ul>

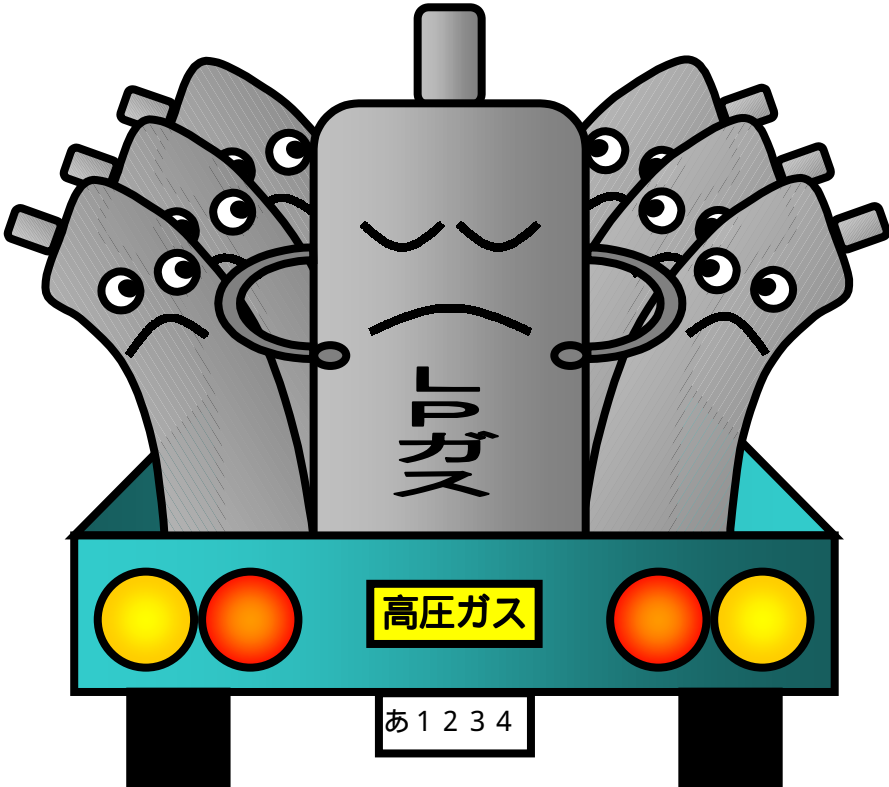
【事例 - 46】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(6)

<p>内 容</p>	<p>炎天下、容器を直射日光にさらしたまま移動</p>
<p>状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良く晴れた夏の暑い昼下がりに、アセチレンの充てん容器を車両に積載して移動するとき、移動時間が短い予定だったので、容器を直射日光にさらしたまま移動した。</li> </ul>
<p>想 定 される 事 故</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器の安全弁からの高圧ガスの漏えい</li> <li>・ 容器の破裂</li> </ul>
<p>概略図</p>	
<p>対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器を車両により移動する際、容器の温度が40度を超えるおそれがある場合には、シートで覆うなど容器の温度が上昇することを防止する措置を講じる。</li> </ul>

【事例 - 47】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(7)

<p>内 容</p>	<p>不適正な積載方法による容器の移動</p>
<p>状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素の充てん容器と酸素の充てん容器を車両に積載して移動するとき、容器のバルブの向きを気にせず積載して移動した。</li> </ul>
<p>想 定 される 事 故</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器バルブの損傷</li> <li>・高圧ガスの漏えい時の引火、爆発</li> </ul>
<p>概略図</p>	
<p>対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等を同一の車両に積載して移動するときは、充てん容器等のバルブが相互に向き合わないようにする。</li> </ul>

【事例 - 48】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(8)

<p>内 容</p>	<p>消火器を備えずに車両で液化石油ガスの充てん容器を移動</p>
<p>状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段はフルオロカーボンガスの充てん容器だけを配送していたが、急ぎの仕事ということで、液化石油ガスの充てん容器も一緒に配送した。配送後、イエローカードは携帯していたが、消火器を備えていなかったことに気づいた。</li> </ul>
<p>想 定 さ される 事 故</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火器の不備により、火災や爆発事故時などに被害を防止することが不可能</li> </ul>
<p>概略図</p>	
<p>対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消火器並びにメガホンやバルブ開閉用ハンドルなどの災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行し、移動中の災害発生防止のために必要な注意事項を記載したイエローカードなどの書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させる。</li> </ul>

【事例 - 49】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(9)

<p>内 容</p>	<p>保護具の着用により事故を回避</p>
<p>状 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素の充てん容器を配送中、誤って容器を倒し、足が容器に挟まれてしまった。安全靴を履いていたため、けがを免れた。</li> </ul>
<p>想 定 さ れ る 事 故</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全靴を履いていない場合は、足の打撲や骨折などの人身事故</li> <li>・バルブの破損による高圧ガスの漏えい</li> </ul>
<p>概略図</p>	
<p>対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの充てん容器等を手で運搬する場合は、引きずったり、倒したり、横にして転がしたりせず、慎重に扱うよう心がける。</li> <li>・ヘルメットや安全靴などの保護具の着用の徹底</li> </ul>

【事例 - 50】 高圧ガス販売所のヒヤリハット(10)

内 容	不適正な方法による容器の移動
状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の事業所に炭酸ガスの充てん容器を至急配送しなければならなくなった。配送用の車両が出払っていたので、自分の乗用車のトランクに載せて、あわてて配送した。</li> </ul>
想 定 される 事 故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの移動車両であるかどうか周囲から識別不可能</li> <li>・容器の固定の不備によるバルブの損傷などの事故</li> </ul>
概略図	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん容器や残ガス容器の移動は、専用の車両を使用する。</li> <li>・充てん容器や残ガス容器を車両に積載して移動するときは、警戒標を掲げる。</li> <li>・充てん容器を車両に積載して移動するときは、車両に容器をロープで縛りバルブにキャップをするなど、転落、転倒等による衝撃やバルブの損傷を防止する措置を講じる。</li> </ul>